



## 親子（母子）健康手帳・ 妊婦健診費用の助成についてのお知らせ

保健センター（子育て世代包括支援センター）では、浦臼町に住民登録がある妊婦さんを対象に、元気な赤ちゃんを迎えられるよう、親子（母子）健康手帳の交付・妊婦健診費用の助成を行っています。妊娠が判明したら、妊娠11週までに保健センター（子育て世代包括支援センター）にお越しください。交付の流れにつきましては、下記の通りです。

### \*親子（母子）健康手帳の交付

#### 医療機関にて妊娠と判断されたら、浦臼町保健センター （子育て世代包括支援センター）に行きます

妊娠11週までを目安に、体調が良ければ、できるだけご本人（お母さん）がお越しください。

保健師や栄養士が体調についてお伺いする他、様々なご相談をお受けしています。



#### 妊娠届を窓口で記載します

医療機関から妊娠証明書を受け取った場合は、窓口で提示してください。



#### 親子（母子）健康手帳を受け取ります

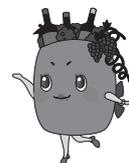
その他、母子健康手帳副読本、妊娠・出産に関わるリーフレット等をお渡ししていますので、ご自宅でお目通しください。



### \*妊婦健診費用の助成

助成内容	妊婦一般健康診査受診票14枚      超音波検査受診票14枚
対象	浦臼町に住民登録がある妊娠中の方
使用方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親子（母子）健康手帳交付時に、妊婦一般健康診査受診票と超音波検査受診票を3枚ずつ交付します。</li> <li>・医療機関受診時に、親子（母子）健康手帳と一緒に提出すると、助成対象の健診項目について無料となります。</li> <li>・妊娠20週、30週頃に保健師・栄養士が妊娠中の体の変化や、食事・生活のことについてお話をさせていただく際、残りの受診票を交付しますので、各受診票の使用時期に合わせてご利用ください。</li> </ul>

その他詳しいことやご不明な点については、  
ホームページをご覧ください。下記までお気軽にお問い合わせください。



【お問い合わせ】 浦臼町保健センター内子育て世代包括支援センター（子育て支援係） ☎0125-69-2100

限りある水資源を大切に!節水にご協力をお願いします!

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 高額療養費と高額介護合算療養費の見直しについて ～

## ■ 高額療養費の限度額が見直しされます

● 高額療養費の限度額が、平成30年8月から次のとおり見直しされます。

【平成30年7月まで】

区 分		1か月の自己負担限度額（※1）	
		外来 〔個人単位〕	外来+入院 〔世帯単位〕
現役並み所得者		57,600円	※2 (44,400円) ※3
一般		14,000円 ※4	57,600円 (44,400円) ※3
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	8,000円	24,600円
	区分Ⅰ		15,000円

※1 月の途中で75歳の誕生日を迎えることにより加入する方（障害認定で加入する方は除く）は、加入した月の自己負担限度額が1/2に調整されます。

※2 (医療費総額 - 267,000円) × 1% + 80,100円です。

※3 多数該当（過去12か月に3回以上世帯単位における高額療養費の支給に該当し、4回目以降の支給に該当）の場合の自己負担限度額です。

※4 1年間の外来の自己負担額合計の限度額が144,000円となります。

【平成30年8月から】

区 分		1か月の自己負担限度額（※1）	
		外来 〔個人単位〕	外来+入院 〔世帯単位〕
現役並み 所得者	課税所得 690万円以上	$252,600円 + (医療費 - 842,000円) \times 1\%$ (140,100円) ※3	
	課税所得 380万円以上	$167,400円 + (医療費 - 558,000円) \times 1\%$ (93,000円) ※3	
	課税所得 145万円以上	$80,100円 + (医療費 - 267,000円) \times 1\%$ (44,400円) ※3	
一般		18,000円 ※4	57,600円 (44,400円) ※3
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	8,000円	24,600円
	区分Ⅰ		15,000円

## ■ 高額介護合算療養費の限度額が見直しされます

● 高額介護療養費の限度額が、次のとおり見直しされます。

区 分	現行	平成30年8月～	
現役並み所得者	67万円	【課税所得690万円以上】212万円	
		【課税所得380万円以上】141万円	
		【課税所得145万円以上】67万円（改正なし）	
一般	56万円	56万円（改正なし）	
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	31万円	31万円（改正なし）
	区分Ⅰ	19万円	19万円（改正なし）

### ☆ お問い合わせ先 ☆

北海道後期高齢者医療広域連合  
〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階  
☎011-290-5601

浦臼町役場 ぐらし応援課住民係

☎0125-68-2112

買物は町内商店で買いましょう!!